

改正

令和3年3月29日告示第70号

令和4年3月8日告示第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、山ノ内町空き家バンクに登録して入居者募集を行っている物件(以下「登録物件」という。)に入居する場合、登録物件の家財道具等を処分するための費用の一部を支援することにより、山ノ内町空き家バンクへの登録及び定住希望者の移住が円滑に行えることを目的とし、登録物件所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 転勤若しくは就学等に伴う一時的な居住ではなく、町内に永住又は12年以上の期間生活の本拠地を置くこと。
- (2) 空き家 空き家とは、町内に存在する建物のうち、個人の居住、営業等を目的として建築し、現に居住又は使用していないもの(予定の者を含む。)及びその敷地をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家バンクとは、山ノ内町内に存する空き家に関する情報の登録及び山ノ内町への定住を目的として空き家の利用を希望する者に対して有用な情報を提供するシステムをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれかにも該当する者とする。

- (1) 補助対象者及び生計を共にする世帯員と定住者及び生計を共にする世帯員が三親等以内の親族でない者
- (2) 補助対象者及び生計を共にする世帯員が地方税等を滞納していない者
- (3) 補助対象者及び生計を共にする世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (4) 山ノ内町空き家バンク事業の物件登録を行う者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、登録物件の残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1を乗じて得た額とする。ただし10万円を限度とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、山ノ内町空き家家財道具等処分補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 山ノ内町空き家バンク登録申込書
- (2) 山ノ内町空き家バンク登録カード
- (3) 経費の内訳が明記されている見積書又は契約書の写し
- (4) 処分する家財道具等の現況写真

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助

金の交付の可否を決定し、山ノ内町空き家家財道具等処分補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定前に事業の着手が発覚した場合には、その時点で補助対象者として認めないものとする。

（実績報告書の提出）

第8条 補助対象者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、山ノ内町空き家家財道具等処分補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（1）領収書の写し

（2）作業中の写真

（事業完了の確認及び補助金の額の確定）

第9条 町長は、実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、山ノ内町空き家家財道具等処分補助金確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、山ノ内町空き家家財道具等処分補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたと認めるときは決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第70号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日告示第22号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。